

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	9	担当課	産業政策課
			法第111条	不利益処分の種類	計量証明事業者への適合命令	
<p>(適合命令) 法第111条</p> <p>都道府県知事は、計量証明事業者が第109条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>計量法第109条</p><p>都道府県知事は、第107条の登録の申請が次の各号に適合するとき、その登録をしなければならない。</p><ul style="list-style-type: none">一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。二 前条第5号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)を行うものであること。三 当該事業が第121条の2に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業にあっては、同条の認定を受けていること。</div>						